

中間事業報告書

第18期中 (2025年4月1日から)
(2025年9月30日まで)

株式会社日本政策投資銀行

2025年12月19日

財務大臣 殿

東京都千代田区大手町一丁目9番6号
株式会社日本政策投資銀行
代表取締役社長 地下 誠二

2025年4月1日から2025年9月30日までの業務及び財産の状況を次のとおり
報告します。

目 次

第1 中間事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 中間業務別収支計算書
- 3 営業所等の増減
- 4 会社役員及び職員の増減
- 5 株主の状況
- 6 貸倒引当金の状況
- 7 自己資本比率の状況

第2 中間貸借対照表

第3 中間損益計算書

第4 中間株主資本等変動計算書

第5 個別注記表

第1 第18期中 (2025年4月1日から) (2025年9月30日まで) 中間事業概況書

1 事業の概要

【金融経済環境】

我が国経済は、消費などで一部に弱さがみられましたが、緩やかな回復の動きが続きました。個人消費は、物価高が続く中でサービス消費が伸び悩むなど、回復に足踏みがみられました。輸出は、米国の関税引き上げの影響で米国向けの減少がみられたものの、米国以外の地域向けが増加し、おおむね横ばいとなりました。企業収益は、製造業で関税引き上げの影響がみられたものの、円安基調が続くほか価格転嫁の進展等により、製造業、非製造業とも高水準を維持しました。消費者物価は、食料価格の上昇等により、前年比で2%を超える伸びが続きました。

金融面では、堅調な業績や緩和的な金融環境のもとで貸出残高の緩やかな増加が続きました。米国や欧州では、関税引き上げの影響を見極めつつ、慎重に利下げを進めました。国内においては、関税引き上げの影響見極めのため、日本銀行は政策金利を維持しましたが、物価動向等を踏まえた利上げへの期待が継続する中、積極的な財政政策実施への見方等もあり、日本の長期金利は上昇し、1.6%台で終えました。為替レートは、米国の関税政策が発表された4月には世界経済減速への懸念等で1米ドル=140円程度まで円高が進みましたが、その後は各国で米国との関税交渉が進む中、過度な懸念はやや後退し148円台で終えました。日経平均株価は、日米両政府が関税率で合意したことや生成AIへの期待等につれて上昇し、44,000円台で終えました。

【事業の経過及び成果】

<当中間会計期間の概況について>

当行は、2008年10月1日の設立以降、日本政策投資銀行（以下「旧DBJ」という。）の業務を基本としつつ、お客様の課題を解決する投融資一体型の金融サービスを提供すべく業務を行ってきております。

こうした中、当中間会計期間の概況は、以下のとおりとなりました。

融資業務におきましては、伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンス、メザニンファイナンス等の金融手法を活用した融資まで、多様化する資金調達ニーズに対応して参りました。当中間会計期間における融資額は1兆6,235億円となりました。

なお、危機対応業務による融資額につきましては、以下の<危機対応業務について>をご参照ください。

投資業務におきましては、事業拡大・成長戦略や財務基盤の整備等、お客様の抱える様々な課題に対して、長期的視点に基づき適切に対応して参りました。また、当行は、2015年5月20日に公布・施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（平成27年法律第23号。以下「平成27年改正法」という。）に基づき、我が国の企業

競争力強化や地域活性化の観点から、成長マネー（資本性資金・メザニン等）の供給を時限的・集中的に強化する取組として、2013年3月に創設した競争力強化ファンドを承継し、特定投資業務を開始しております。これらの取組も含め、当中間会計期間における投資額は1,757億円となりました。

コンサルティング／アドバイザリー業務やアレンジヤー業務等の役務取引関連業務におきましては、旧D B Jより培つて参りましたネットワークやノウハウ等を活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件等について、コンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートを行ったほか、ノンリコースローン等の金融手法を活用した案件のアレンジ等にも積極的に取り組んで参りました。当中間会計期間における投融資関連手数料及びM& A等アドバイザリーフィーは計65億円となりました。

なお、当行は、企業価値向上に向け、収益力の強化、自己調達基盤の拡充、ガバナンスの強化等に取り組んできております。

収益力の強化につきましては、複数の投資案件のエグジット等による利益の確保等もあり、以下のとおりの実績となっております。

(単位：億円)

	前中間会計期間	当中間会計期間	比較
業務粗利益	996	1,620	623
経常利益	647	1,231	583
中間純利益	466	884	418
単体総自己資本比率	18.28%	19.11%	0.83%
単体普通株式等Tier 1比率	18.08%	18.82%	0.73%

自己調達基盤の拡充に関しましては、社債発行では、3年公募債、5年公募債及び10年公募債を中心とする四半期毎の定例発行を柱としつつ、市場動向や投資家需要に応じて超長期年限を含むスポット債を発行、また、MTNプログラムに基づき外貨建て社債も発行（当中間会計期間における社債（財投機関債）による調達額4,880億円）するなど、取組を強化しております。当行は2014年に初のグリーンボンドを、2015年からはサステナビリティボンドを毎年継続発行していますが、当中間会計期間においては、外貨建てでサステナビリティボンドを発行した他、国内で公募形式のトランジションボンドを発行しております。さらに、資金調達の多様化の一環として地域金融機関からのシンジケート・ローンをはじめ、借入による資金調達も継続的に実施しております（当中間会計期間における財政投融資を除く借入による調達額2,453億円）。

また、ガバナンスにつきましては、平成27年改正法において、新たに特定投資業務や他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたこと等から、取締役会の諮問機関として、「特定投資業務モニタリング・ボード」を定期的に開催するとともに、以前より設置していた「アドバイザリー・ボード」を改め

て取締役会の諮問機関として位置付け、その強化を図っております。

<危機対応業務について>

当行は、内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において必要な資金を供給すべく、政府が指定する金融機関（指定金融機関）として、2008年10月1日より危機対応業務を開始し、同年秋以降の世界的な金融・経済危機による企業の資金繰りの悪化に対する対応を実施しました。また、2011年3月11日に発生した「東日本大震災」や「平成28年熊本地震」においても、インフラ復旧支援や地場企業向け支援を行いました。

2020年3月19日には「新型コロナウイルス感染症に関する事案」が危機認定され、同事案による影響を受けた事業者への支援を開始しました。2021年3月には、多くの雇用の担い手である飲食・宿泊等をはじめとする事業者を取り巻く非常に厳しい経営環境を踏まえ、政府よりかかる事業者に対する支援強化の要請を受け、当行は「危機対応業務特別対応室」及び同室内において「飲食・宿泊専門チーム」を立ち上げました。専門チームの設置により、特に飲食・宿泊等の事業者に対する審査期間の一層の短縮化を図り、また、飲食・宿泊等の中堅及び大企業を対象とする優先株式の引受ファンドを設立する等、様々な施策もあわせて講じて参りました。

その後、事業者からの資金需要が次第に減少したこともあり、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」に関する危機対応業務については、主務省からの「危機対応認定に係る通知文（財政第355号、4経営第1507号、20220915中第4号）」により、2023年3月末を以て終了となっております。

なお、当行は、平成27年改正法に基づき、当分の間、危機対応業務を行う責務を有することとなっております。

危機対応業務の運営につきましては、危機認定が継続している場合であっても、危機事案に起因する事象が解消した段階で、その事案に関する危機対応業務は実施しないこととしております。

「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」や「東日本大震災に関する事案」、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」等の危機対応業務への取組による2025年9月末における同業務の実績は、以下のとおりとなっております。

① 融資額：8兆7,405億円（1,684件）

(注1) 2008年12月以降の危機対応業務としての累計融資額であり、同時点までに株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）からの信用供与等（損害担保を含む。）を受けた金額です。2025年9月末における残高は1兆5,904億円です。

(注2) 「東日本大震災」に関する累計融資額は2兆7,919億円（181件）です。

(注3) 「新型コロナウイルス感染症」に関する累計融資額は2兆5,210億円（524件）です。また、このうち2021年3月29日以降に実施した、中堅企業及び飲食・宿泊等の大企業向けの累計融資額は2,715億円（121件）です。

(注4) 危機対応業務に係る不良債権比率は0.99%です。

② 損害担保：6,093億円（278件）

(注1) 日本公庫より損害担保による信用の供与を受けた融資額及び出資額の合計金額です。

2025年9月末における残高は835億円です。

(注2) 「東日本大震災」に関する融資額は19億円（7件）です。

(注3) 「新型コロナウイルス感染症」に関する融資額は3,410億円（231件）です。また、このうち2021年3月29日以降に実施した、中堅企業及び飲食・宿泊等の大企業向けの累計融資額は1,833億円（67件）です。

(注4) 当行の取引先であるマイクロンメモリジャパン合同会社（旧エルピーダメモリ株式会社）に対する債権等の一部については、日本公庫との間で損害担保取引に係る契約を締結しております。損害担保取引に係る契約を締結している当社に対する債権等としては、危機対応業務の実施による損害担保契約付融資額100億円のほか、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に定める認定事業者に対する出資額284億円（記載金額に利息、損害金等は含まれておりません。）があり、当行は日本公庫に対し、損害担保補償金合計277億円を請求し、既に支払いを受けております。

(注5) 損害担保取引に係る契約に基づき、当中間会計期間において、当行が日本公庫より受領した補償金は2億円であります。また、補償金の支払いを受けた債権について、当中間会計期間において、元本に係る回収等を行い、当該回収等に補てん割合を乗じた金額を日本公庫に納付した金額はありません。

③ C P 購入額：3,610億円（68件）

(注1) 2009年1月以降の危機対応業務としての累計C P 購入額になります。なお、2025年9月末における残高はありません。

(注2) 2010年度以降における取組実績はありません。

<2025年度（第18期）事業計画における実施方針に基づく危機対応業務の実施状況について>

当行は、平成27年改正法による当行に対する危機対応業務の責務化を受け、2025年度（第18期）事業計画において、危機対応業務の実施方針（以下「危機対応実施方針」という。）を定めており、当中間会計期間においては、当該危機対応実施方針に基づきセーフティネット機能を発揮すべく、適切に対応しております。

① 株式会社日本政策金融公庫法第2条第4号に規定する被害の発生時における対応の状況に関する事項

危機対応業務につきましては、現在危機認定事案はございませんが、今後、新たな危機認定事案が発生した場合には、相談窓口を設置するなど、危機対応実施方針に基づいて体制を整備し、速やかに対応を行って参ります。

危機認定事案につきましては、平成27年改正法による当行に対する危機対応業務の責務化の趣旨を十分に踏まえ、過去の対応等における経験や産業界・政府部門とのネットワークを活かし、引き続き指定金融機関として適時適切に対応して参ります。なお、危機対応にかかる取組実績については、上述の<危機対応業務について>をご参照ください

い。

② 株式会社日本政策金融公庫法第2条第4号に規定する被害の発生に備えた取組の状況に関する事項

当中間会計期間においては、平成27年改正法による危機対応業務の責務化の趣旨を踏まえ、所要の規程改正や相談窓口の設置などの体制整備等を実施しております。また、それらの情報等については、当行内の連絡機会等を通じ各投融資業務担当部店等に周知徹底するなどの取組を実施してきております。

なお、当行は、2025年9月末時点において合計で109の国内金融機関と業務提携を締結しており、これらのネットワークを活かし、危機対応業務を含めた業務全般にかかる情報交換等を積極的に行っております。

③ その他危機対応業務の適確な実施に関する事項

危機対応業務に関しましては、これまで受けた2,065億2,900万円の政府出資等により、必要な財務基盤を確保しながら、危機対応実施方針に基づき、適確に業務を執り行っております。当中間会計期間における業績の概要については、【業績の概要】をご参照ください。

<特定投資業務について>

平成27年改正法では、当行において、民間による成長資金の供給の促進を図るため、2020年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等（特定投資業務）を集中的に実施し、2025年度末までに当該業務を完了するよう努めることとされており、政府による必要な出資等所要の措置が講じられております。

なお、2020年5月22日に公布・施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（令和2年法律第29号）に基づき、特定投資業務について、投資決定期限及び政府による出資期限は2020年度末から2025年度末まで延長されるとともに、業務完了期限は2025年度末から2030年度末まで延長されております。

さらに、2025年5月16日に公布・施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（令和7年法律第36号）に基づき、投資決定期限及び政府による出資期限は2025年度末から2030年度末まで延長されるとともに、業務完了期限は2030年度末から2040年度末まで延長されております。

特定投資業務は、我が国産業競争力の強化に向け、2013年3月に当行が自主的な取組として設立した「競争力強化ファンド」を発展的に継承したものであり、当行としましては、地域経済の自立的発展に資する地域の特性を生かした事業活動の活性化又は我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に資する我が国の企業の競争力の強化に資するリスクマネー供給に適切に取り組んで参ります。

特定投資業務の2025年9月末における投融資決定の実績としては、取組開始からの累計として、1兆5,007億円（270件）となっております。なお、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条に定める中間業務別収支計算書については、「2 中間業務別収支計算書」をご参照ください。

なお、特定投資業務に関し、法令に基づき、政策目的に沿って行われていること、民業補完・奨励及び適正な競争関係が確保されていること等について客観的な評価・監視等を実施するための体制整備として、金融資本市場や産業界等の出身者による以下の社外有識者で構成される「特定投資業務モニタリング・ボード」を取締役会の諮問機関として設置しております。なお、当中間会計期間におきましては、1回開催しております。

社外有識者（五十音順、敬称略、2025年9月末時点）

秋野 哲也（株式会社常陽銀行取締役頭取（代表取締役））
遠藤 信博（日本電気株式会社特別顧問）
國部 肇（株式会社三井住友フィナンシャルグループ特別顧問）
田代 桂子（株式会社大和証券グループ本社取締役兼執行役副社長）
辻 松雄（一般社団法人全国銀行協会副会長兼専務理事）
津曲 貞利（日本瓦斯株式会社代表取締役社長）

<2025年度（第18期）事業計画における実施方針に基づく特定投資業務の実施状況について>

当行は、平成27年改正法により、民間による成長資金の供給の促進を図る目的で新たに特定投資業務が措置されたことを受け、2025年度（第18期）事業計画において、特定投資業務の実施方針（以下「特定投資実施方針」という。）を定めており、当中間会計期間においては、当該特定投資実施方針に基づき適切に対応を行い、成長資金の供給機能の発揮に努めています。

① 特定投資業務の実施に係る基本的な方針に基づく特定投資業務の実施状況に関する事項

特定投資業務につきましては、民間による成長資金の供給の促進を図るため時限的に講じられているものであることを踏まえ、特定投資実施方針に基づき、民業の補完または奨励の徹底、民間金融機関等の資金・能力の積極的な活用及び民間を中心とした資本市場の活性化の促進、「経済財政運営と改革の基本方針2025」などの地域経済の活性化や我が国の企業の競争力の強化のために講じられる関係施策との適切な連携等に留意した業務運営を行い、投融資決定を行ってきております。特に地域向けの成長資金供給については、民間金融機関等との連携の促進に努めており、共同ファンドの組成（当中間会計期間においては3件（取組開始からの累計として76件）の共同ファンドを組成）等を通じて協働案件の発掘やノウハウシェアなどを行っております。なお、2025年9月末における特定投資業務の取組実績は、以下のとおりとなっております。併せて、上述の<特定投資業務について>もご参照ください。

特定投資業務の投融資決定の実績（2025年9月末現在）

1兆5,007億円（270件） うち投融資実績額 1兆4,405億円

(注1) 2025年9月末時点では、投融資実績額1兆4,405億円に対して誘発された民間投融資額に

については総額10兆2,928億円となっており、民間金融機関・事業者・投資家等と協働した成長資金供給という目的に関し十分な達成が図られております。

(注2) 投融資決定した270件のうち、個別案件への投融資決定件数は194件、共同ファンドの組成決定件数は76件（共同ファンドからの投融資決定件数は791件）となっております。なお、当中間会計期間の特定投資業務の実績については、当行のホームページに掲載しております。（<https://www.dbj.jp/news/>）

(注3) 2025年9月末時点で、特定投資指針（令和7年財務省告示第171号）二(2)②ア(ア)に定める成長資金に係る当行の供給比率が50%を超える個別案件への投融資決定件数は11件、共同ファンドからの投融資決定件数は1件あります。

(注4) 2025年9月末時点で、特定投資指針（令和7年財務省告示第171号）二(2)②ア(イ)に定める議決権に係る当行の割合が50%を超える個別案件への投融資決定件数は2件あります。

(注5) エグジットまたは完済となったのは、個別案件への投融資決定案件で累計61件あります。

② 一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の補完又は奨励に係る措置の実施状況に関する事項

当中間会計期間においては、民間金融機関等による資金供給のみでは十分な実施が困難な事業に対して率先して資金供給を行うこと、また、民間金融機関等からの出資等による資金を出来るだけ多く確保し協働による成長資金供給の成功事例を積み上げていくことなど、民業の補完または奨励に徹することについて、当行内の連絡機会等を通じ、各投融資業務担当部店等に周知徹底するなどの取組を実施しております。

③ 特定事業活動に対する金融機関その他の者による資金供給の促進に係る取組の状況に関する事項

民間金融機関等との協働による成長資金供給につき、平成27年改正法等を踏まえ講じた所要の規程や体制に基づき、適切に取り組んできております。

また、当行は、2025年9月末時点において合計で109の国内金融機関と業務提携を締結しております。民間金融機関等とは、特定投資業務における取組実績での協働に加え、事業の成長や承継にかかるリスクマネー供給を目的とした共同ファンドの組成（当中間会計期間においては、特定投資業務として3件の共同ファンドを組成）等を通じて成長資金供給にかかるノウハウの共有や人材育成等に積極的に取り組んでおります。

④ 特定投資業務の実施状況に係る評価及び監視の結果を踏まえた対応の状況に関する事項

当中間会計期間に開催した「特定投資業務モニタリング・ボード」においては、特定投資業務に関して、1兆円超の投融資決定が行われるなど順調に業務が進捗していること、また、民間の呼び水効果も着実に表れていることに加えて累積利益が十分に確保されている点が評価されました。あわせて、引き続き地域金融機関との連携を図り、スタートアップ支援の事例や、カーボンニュートラル及びサプライチェーン強靭化の実現に

資するような事例を積み上げるなど、民間金融機関と協調したリスクマネー供給による企業の成長支援に努められたい、との意見が寄せられました。これを踏まえ、地域金融機関や地域のステークホルダーと連携した東京一極集中是正に向けた案件の組成等を通じ、リスクマネー供給等に係るノウハウ提供等を引き続き行い、専門的知識を蓄えた人材の育成、地域のモデル案件の横展開を進めるとともに、当行が知見を有する産業分野での適切な事業性評価やリスクシェアの工夫等を通じて、民間金融機関等との協調によるリスクマネー供給拡大に努めて参ります。また、スタートアップの創出・育成、オープンイノベーションの推進、グリーン社会の実現に資する事業及び、重要物資の安定供給確保等のサプライチェーン強靭化等への取組に対しても、特定投資業務を活用しつつ、民間金融機関等との協調にも配意しながら、リスクマネーの供給を一層強化して参ります。

なお、第21回会合も2025年12月に開催したところであり、その議論等につきましても、今後適時適切に特定投資業務の実施へ反映させて参ります。

⑤ その他特定投資業務の適確な実施に関する事項

特定投資業務における他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況その他の特定投資業務の実施状況を検証するため、当中間会計期間においては、全国銀行協会、全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会（会員の民間金融機関を含む。以下「民間金融機関及び協会」という。）との間で、それぞれ1回（計3回）の意見交換会を実施しており、これを踏まえた議論等を「特定投資業務モニタリング・ボード」で実施しております。

なお、民間金融機関及び協会とは、2025年11月にもそれぞれとの間で意見交換会を実施しており、それらを踏まえた議論等を「特定投資業務モニタリング・ボード」第21回会合において行ったところであり、その議論等については今後適時適切に特定投資業務の実施へ反映させて参ります。

<他の事業者との間の適正な競争関係の確保について>

当行が2008年10月に株式会社として設立されて以来、当行の経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関として「アドバイザリー・ボード」を設置しておりましたが、平成27年改正法において、当分の間、当行に対し、その業務を行うに当たって他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたことから、同ボードを改めて取締役会の諮問機関として位置付け、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関しても従来にも増して重要な事柄として審議・評価を行っていただくこととしております。なお、当中間会計期間におきましては、1回開催しております。同ボードは次の社外有識者及び社外取締役により構成されております。

社外有識者（五十音順、敬称略、2025年9月末時点）

秋池 玲子（ボストン・コンサルティング・グループ日本共同代表）
秋野 哲也（株式会社常陽銀行取締役頭取（代表取締役））
井手 博（株式会社IHI代表取締役社長最高経営責任者）
國部 肇（株式会社三井住友フィナンシャルグループ特別顧問）
原田 一之（京浜急行電鉄株式会社取締役会長（代表取締役））

社外取締役（敬称略、2025年9月末時点）

進藤 孝生（日本製鉄株式会社相談役）
齋木 尚子（外務省参与）

<2025年度（第18期）事業計画における他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針に基づく業務の実施状況について>

① 他の事業者との間の適正な競争関係の確保に配慮した業務運営の方針に基づく業務の実施状況

2025年度（第18期）事業計画に基づき、市場規律をゆがめたり、いたずらに規模拡大がなされないよう留意するなど、他の事業者との間の適正な競争関係の確保に向け、適切に業務を運営しております。

また、業務提携を締結している金融機関とのネットワークを活用し、当行の業務全般について情報交換等を常に行うことで、投融資等の協働等につながるようリレーションの強化にも努めております。

② 一般の金融機関その他の他の事業者の意見を業務運営に反映させるための取組の状況に関する事項

当行業務運営における他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況その他の業務の実施状況を検証するため、当中間会計期間においては、民間金融機関及び協会との間で、計3回の意見交換会を実施しております。

意見交換会においては、適正な競争関係の観点で概ね問題はなく、連携・協働事例が多く実現されている点を評価する意見がありました。連携・協働に関しては、民間金融機関だけではリスクの取りにくい分野におけるリスクテイクや、多額の資金を要する案件における量的補完、サプライチェーンの強化や地域のトランジション推進に関する案件での連携・協働や、勉強会等を通じたナレッジの提供に対する期待が寄せられました。今後も、地域毎のきめ細かな情報提供等を含む民間金融機関との協働の推進と、市場規律を意識した業務運営に努めて参ります。

また、当中間会計期間に開催した「アドバイザリー・ボード」においては、主に、2025年5月に成立した「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案」を踏まえ、投資回収に長期を要するGX、ディープテック、スタートアップへの取り組みや地域活性化に向けた地域金融機関との連携強化を期待する旨の意見等が寄せられました。これらを踏まえ、民間金融機関との一層の協調に加えて、リスクマネー供給等に係る積極的なノウハウ提供等を引き続き行うとともに、当行グループの機能を活用しながら顧

客の課題解決へ取り組むこととしております。今後も適切なモニタリングに努め、意見交換会の実施等を通じて民間金融機関との協調や適正な競争関係に配意した取組を推進して参ります。

なお、民間金融機関及び協会とは、2025年11月にもそれぞれとの間で意見交換会を実施しており、それらを踏まえた議論等を、2026年1月に開催する「アドバイザリー・ボード」において行う予定であり、その議論等につきましても今後適時適切に業務運営へ反映させて参ります。

③ その他の他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る取組の実施状況に関する事項

2025年度（第18期）事業計画に基づき、民間金融機関やファンド等多様な金融機関との連携強化を引き続き推進しております。

具体的には、特定投資業務における取組実績での協働に加え、事業の成長や承継等にかかるリスクマネー供給を目的とした共同ファンドの組成等を通じた連携に取り組んでいるほか、これまでに構築したネットワーク（2025年9月末時点において合計で109の国内金融機関と業務提携を締結等）を活用して、地域金融機関との間でPPP／PFIセミナーを共催するなど、様々な分野で情報交換等を行うことで、投融資等の協働機会の創出や各地域金融機関が注力する業務分野に応じた新たな業務提携の促進に努めております。

＜地域活性化に関する取組の強化について＞

地域においては、①人的資本関連では、コロナ禍を経て、東京圏の転入超過による一極集中が再び強まる中、依然として地方からの人口流出傾向は継続しており、地域経済の弱体化に拍車がかかる事態となっています。また、②社会資本関連では、高度成長期以降に整備したインフラが、今後一斉に老朽化し、地域の各自治体の財政を圧迫する要因になることが予想される中、近年、大規模自然災害が増加傾向にあります。加えて、③産業資本関連では、国内外におけるカーボンニュートラルの議論が活発化する中、各地域で発足した協議会等において、地域のトランジションについて検討が進められています。

かかる状況下、当行グループは、地域のパートナーとして、「地域と東京」、「地域と地域」、「地域とグローバル」を「繋げる」ことで価値を生み出すこと、リスクマネーやコンサルティング機能等を活用した「課題解決」にフォーカスすることの2点を念頭に、地方創生・地域活性化を支援しています。

ナレッジ提供面では、これまで（1）交流人口増加、（2）地域資源の有効活用、（3）官民連携支援の観点から、具体的には、以下の調査・支援業務等に取り組んできました。

（1）に関しては、①アジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査（2012年より13年連続で実施、2015年からは公益財団法人日本交通公社と共同で実施）、②「スポーツ」を活かしたまちづくりに関して事業者や地方自治体へのアドバイス等に取り組んできました。

（2）に関しては、①公有資産マネジメント支援、②都市におけるグリーンインフラの推進に向けた「グリーン」の社会的価値の可視化に関する取組、③森林分野において

「木」を活用した地域資源循環の拡大とグリーン・トランジションを両立させるための課題解決等へ向けた取組等に取り組んできました。

(3) に関しては、①関係省庁（内閣府・国土交通省・総務省・文部科学省・厚生労働省・法務省等）や株式会社民間資金等活用事業推進機構等との緊密な協働による各種情報発信や地域プラットフォーム形成支援、②地方公共団体、地域金融機関等を対象にした「PPP／PFI大学校」開催による当該分野の普及啓発、③2025年1月に「持続可能な水道経営を考える」の公表による老朽化する水道施設の維持に向けた提言等、官民連携支援を一層推進してきました。

そのほかにも、当行グループの長期ビジョンを踏まえ2030年に向けた具体的な戦略として策定した「G R I T戦略（注）」に関し、産業・地域におけるカーボンニュートラル実現・脱炭素推進や、レジリエンス向上等の観点から、地域金融機関と連携し協働調査（2025年4月に「北関東広域におけるカーボンニュートラルの実現に向けて」公表）を実施する等、各地域における対話を深める取組をしています。また、観光、スポーツ、森林、伝統工芸等のテーマごとに情報発信を通じて地域活性化の方向性を提言しています。

ファイナンス面では、地域金融機関等と協働しファンド組成を通じた取組を推進していることに加えて、特定投資業務においても、「地域経済の自立的発展」を達成すべき政策目的としており、リスクマネー供給の観点での地域活性化にも積極的に取り組んでおります。

近年、全国各地で連續して大きな被害をもたらす災害が発生していることから、地域の災害対策に係る適切な初動対応を行うべく、全国に所在する支店・事務所並びに本店関係部にて密接に連携しております。被災事業者の緊急的な資金需要に対して機動的かつ迅速に対応すべく、「地域緊急対策プログラム」等を活用しながら、今後も被災地域及び被災事業者の復旧・復興支援に取り組んで参ります。

当行は各地域金融機関と連携しながら、同窓口に寄せられた相談や資金需要に対応しております。さらに当行は、内外の金融秩序の混乱や大規模な災害、テロリズムもしくは感染症等への対応に際し、地域経済の発展に寄与することを目的とし、全国の複数の地域金融機関と「災害対策業務協力協定」を締結しており、事業者等に対する円滑な金融機能の発揮や事業者等に対するコンサルティング機能の発揮を目指します。

(注) 新型コロナウイルス感染拡大で加速した2050年の持続可能な社会への流れを踏まえ、民間金融機関等と連携し、カーボンニュートラルの実現に向けた取組（Green）やしなやかで強い安心安全な地域・社会や産業基盤の構築を支援する取組（Resilience & Recovery）、長期的視点から事業化可能と評価できるイノベーションに関する取組（Innovation）、カーボンニュートラル等の実現に向けて、現在の事業基盤を前提として着実な移行に向けた戦略的取組（Transition / Transformation）を、投融資一体のビジネスモデルを活かし、お客様起点で支援する戦略です。

【業績の概要】

以上のような事業の経過のもと、当中間会計期間の業績につきましては、次のとおりとなりました。

資産の部につきましては、20兆9,410億円（前事業年度末比2,771億円減少）となりました。このうち貸出金は14兆6,458億円（同比2,235億円減少）となりました。

負債の部につきましては、16兆7,783億円（同比3,829億円減少）となりました。このうち、債券及び社債は6兆6,124億円（同比107億円増加）、借用金は9兆2,096億円（同比3,270億円減少）となりました。

また、支払承諾につきましては、6,058億円（同比1,316億円減少）となりました。

純資産の部につきましては、4兆1,626億円（同比1,057億円増加）となりました。

なお当行は、本年6月の定時株主総会決議を経て、普通株式への配当（基準日／2025年3月31日、配当金総額161億円、1株当たり370円、配当性向24.95%）を行っております。

また、所有する上場有価証券等の評価損益に関しましては、その他有価証券評価差額金に計上しており、当該評価差額金は360億円（同比210億円減少）となりました。

損益の状況につきましては、経常収益は2,488億円（前中間会計期間比583億円増加）となりました。その内訳は、資金運用収益が1,560億円（同比248億円増加）、役務取引等収益が76億円（同比10億円減少）、その他業務収益が1億円（同比42億円減少）及びその他経常収益が849億円（同比388億円増加）となりました。

また、経常費用は1,257億円（同比0億円減少）となりました。その内訳は、資金調達費用が689億円（同比43億円減少）、役務取引等費用が2億円（同比0億円減少）、その他業務費用が40億円（同比3億円増加）、営業経費が352億円（同比26億円増加）及びその他経常費用が172億円（同比14億円増加）となりました。この結果、経常利益は1,231億円（同比583億円増加）となりました。

経常損益の内容としましては、資金運用収支については871億円（同比291億円増加）、役務取引等収支については74億円（同比10億円減少）、その他業務収支については△38億円（同比45億円減少）となりました。なお、その他経常収支は676億円（同比374億円増加）と増益となりました。

これらにより、税引前中間純利益は1,233億円（同比589億円増加）となりました。

また、法人税、住民税及び事業税336億円（同比111億円増加）、法人税等調整額12億円（損）（前中間会計期間は47億円（益））を計上した結果、当中間会計期間の中間純利益は884億円（同比418億円増加）となりました。

なお、貸出金等に関しましては、当行は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、自主的に資産の自己査定を実施しております。その結果、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づく債権（正常債権除く）は807億円（前事業年度末比348億円減少）となり、不良債権比率は0.53%（同比0.21ポイント低下）となっております。

2 中間業務別収支計算書

(2025年4月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	特定投資業務	特定投資業務 以外の業務	合計
経 常 収 益	50,687	198,136	248,824
資 金 運 用 収 益	26,286	129,792	156,079
役 務 取 引 等 収 益	1,279	6,349	7,628
そ の 他 業 務 収 益	—	194	194
そ の 他 経 常 収 益	23,121	61,799	84,921
経 常 費 用	3,458	122,259	125,718
資 金 調 達 費 用	—	68,903	68,903
役 務 取 引 等 費 用	9	197	206
そ の 他 業 務 費 用	—	4,093	4,093
営 業 経 費	1,540	33,741	35,281
そ の 他 経 常 費 用	1,909	15,324	17,233
経 常 利 益	47,228	75,877	123,106
特 別 利 益	—	458	458
特 別 損 失	—	186	186
税 引 前 中 間 純 利 益	47,228	76,148	123,377
法 人 税 等 合 計	12,480	22,435	34,915
中 間 純 利 益	34,748	53,713	88,462

(注記)

1. 中間業務別収支計算書及び注記の作成の基礎

中間業務別収支計算書及び注記は、株式会社日本政策投資銀行が、株式会社日本政策投資銀行法（以下「法」という。）附則第2条の19の規定により、特定投資業務と特定投資業務以外の業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を財務大臣に提出するとともに、これを公表するため、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条第1項に準拠し、作成している。

中間業務別収支計算書及び注記の作成に当たり採用した重要な会計方針は、以下の「2. 重要な会計方針」のとおりである。

2. 重要な会計方針

(整理方法)

- (1) 次に掲げる収益又は費用は、次の方法により法附則第2条の19各号に掲げる業務に整理。
 - (i) 貸倒引当金戻入益及び貸倒引当金繰入額のうち一般貸倒引当金の繰入額及び取崩額 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る貸出金の額のうちそれぞれ一般貸倒引当金の計上対象となるものの期首及び中間期末の平均残高の額の比率により配分。

- (ii) 営業経費 特定投資業務に係る貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び中間期末の平均残高の額に株式会社日本政策投資銀行の平均営業経費の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の平均投融資残高の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び中間期末の平均残高の額を平均したもの）を株式会社日本政策投資銀行の中間会計期間の営業経費の額を平均したもの）をいう。）を株式会社日本政策投資銀行の平均投融資残高の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度で除して得た比率を乗じて得た額（小数点以下を四捨五入するものとする。）を特定投資業務に係る営業経費の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る営業経費の額に整理。
- (iii) その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。）に係る営業経費及びこれに類する費用 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の当該事業者における期首及び中間期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。
- (iv) その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。）に係る収益（特定投資業務に直接整理できるものを除く。） 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の当該事業者における期首及び中間期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。
- (v) 法人税等合計 特定投資業務に係る税引前中間純利益又は税引前中間純損失の額に、特定投資業務に係る法人税法（昭和40年法律第34号）第23条第1項に規定する配当等の額及び同法第23条の2第1項に規定する剰余金の配当等の額を減少した額に法定実効税率を乗じて得た額を特定投資業務に係る法人税等合計の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の法人税等合計の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る法人税等合計の額に整理。
- (vi) 外貨建資産に係る為替差損益 特定投資業務のうち外貨建てで資産を計上しているものについては、当該業務に関する為替差損益を特定投資業務以外の業務に整理。
- (2) (1) に掲げる収益又は費用以外のものは、法附則第2条の19各号に掲げる業務に直接整理。

独立監査人の監査報告書

2025年12月4日

株式会社日本政策投資銀行
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 濱原啓之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 古西大介

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小谷野卓也

監査意見

当監査法人は、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（以下「省令」という。）附則第2条第3項の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間業務別収支計算書及び注記（以下併せて「中間収支計算書」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の中間収支計算書が、全ての重要な点において、省令附則第2条第1項に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「中間収支計算書の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項-中間収支計算書の作成の基礎

中間収支計算書は、株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の19の規定により、財務大臣に提出するとともに、これを公表するために、省令附則第2条第1項に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

中間収支計算書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、省令附則第2条第1項に準拠して中間収支計算書を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間収支計算書を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間収支計算書を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間収支計算書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間収支計算書の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての中間収支計算書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から中間収支計算書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間収支計算書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 中間収支計算書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間収支計算書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において中間収支計算書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間収支計算書の注記事項が適切でない場合は、中間収支計算書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。
- ・ 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間収支計算書の表示及び注記事項が、省令附則第2条第1項に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

その他の事項-金融商品取引法に基づく監査報告

株式会社日本政策投資銀行は、上記の中間収支計算書のほかに、2026年3月31日をもって終了する事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠した中間財務諸表を作成しており、当監査法人は、これらに対して2025年12月4日に別途、中間監査報告書を発行している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. 中間収支計算書は、株式会社日本政策投資銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記には含まれておりません。
3. 中間収支計算書は、有限責任監査法人トーマツによる金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明の対象ではありません。

3 営業所等の増減

区分	前期末	当中間期末	増減(△)
本支店	11	11	—
出張所	8	8	—
計	19	19	—

4 会社役員及び職員の増減

区分	前期末	当中間期末	増減(△)
取締役	10 うち社外(2)	10 うち社外(2)	—
会計参与	—	—	—
監査役	5 うち社外(3)	5 うち社外(3)	—
執行役	—	—	—
会社役員計	15	15	—
常務執行役員 (取締役兼務者を除く)	9	9	—
事務系	1,279	1,327	48
庶務系	1	1	—
職員計	1,280	1,328	48
合計	1,304	1,352	48

(注) 職員数は、当行から他社への出向者を除き、他社から当行への出向者を含んでおります。

また、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

5 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割合
財務大臣	43,632千株	100.00%
計(1名)	43,632千株	100.00%

6 貸倒引当金の状況

(単位: 百万円)

	繰入額	取崩額	純繰入額 (△純取崩額)	当中間期末 残高	摘要
一般貸倒引当金	65,739	49,615	16,124	65,739	—
個別貸倒引当金	143	14,346	△14,203	16,178	—
合計	65,882	63,962	1,920	81,918	—

(注) 上記の金額には、目的に従う取崩額は含まれておりません。

7 自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

(自己資本比率の状況)

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、自己資本比率告示に基づく自己資本比率を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は2024年3月末より、最終化されたバーゼルⅢを適用し、自己資本比率を算出しております。

また、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーションル・リスク相当額の算出においては標準的計測手法を採用しており、マーケット・リスク規制は導入しておりません。

単体自己資本比率（国際統一基準）

(単位：億円、%)

	2025年9月30日
1. 単体総自己資本比率（4／7）	19.11
2. 単体Tier 1 比率（5／7）	18.82
3. 単体普通株式等Tier 1 比率（6／7）	18.82
4. 単体における総自己資本の額	42,371
5. 単体におけるTier 1 資本の額	41,714
6. 単体における普通株式等Tier 1 資本の額	41,714
7. リスク・アセットの額	221,624
8. 単体総所要自己資本額	17,729

第2 第18期中（2025年9月30日現在）中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)			
現 金 預 け 金	1,060,027	債 券	2,969,247
コ 一 ル 口 一 ン	785,000	借 用 金	9,209,639
買 現 先 勘 定	49,946	社 債	3,643,219
金 銭 の 信 託	22,314	そ の 他 負 債	336,108
有 價 証 券	3,550,259	未 払 法 人 税 等	13,597
貸 出 金	14,645,883	資 産 除 去 債 務	509
そ の 他 資 産	171,120	そ の 他 の 負 債	322,000
有 形 固 定 資 産	105,342	賞 与 引 当 金	7,935
無 形 固 定 資 産	7,108	役 員 賞 与 引 当 金	28
前 払 年 金 費 用	9,722	退 職 給 付 引 当 金	6,093
繰 延 税 金 資 産	10,377	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	240
支 払 承 諸 見 返	605,822	支 払 承 諸	605,822
貸 倒 引 当 金	△81,918	負 債 の 部 合 計	16,778,334
投 資 損 失 引 当 金	△0	(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	1,000,424
		危 機 対 応 準 備 金	206,529
		特 定 投 資 準 備 金	1,724,573
		特 定 投 資 剰 余 金	71,205
		資 本 剰 余 金	198,179
		資 本 準 備 金	198,179
		利 益 剰 余 金	946,108
		そ の 他 利 益 剰 余 金	946,108
		別 途 積 立 金	857,645
		繰 越 利 益 剰 余 金	88,462
		株 主 資 本 合 計	4,147,019
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	36,010
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△20,357
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	15,652
		純 資 産 の 部 合 計	4,162,672
資 産 の 部 合 計	20,941,007	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	20,941,007

第3 第18期中 [2025年4月1日から
2025年9月30日まで] 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 常 収 益		248,824
資 金 運 用 収 益		156,079
(うち 貸 出 金 利 息)		(108,963)
(うち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)		(42,152)
役 務 取 引 等 収 益		7,628
そ の 他 業 務 収 益		194
そ の 他 経 常 収 益		84,921
経 常 費 用		125,718
資 金 調 達 費 用		68,903
(うち 債 券 利 息)		(37,012)
(うち 借 用 金 利 息)		(15,336)
役 務 取 引 等 費 用		206
そ の 他 業 務 費 用		4,093
そ の 他 経 常 費 用		35,281
そ の 他 利 益		17,233
経 常 利 益		123,106
特 別 利 益		458
特 別 損 失		186
税 引 前 中 間 純 利 益		123,377
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		33,639
法 人 税 等 調 整 額		1,276
法 人 税 等 合 計		34,915
中 間 純 利 益		88,462

第4 第18期中 [2025年4月1日から
2025年9月30日まで] 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本										株主資本合計	
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剩余金	資本剩余金		利益剩余金					
					資本準備金	資本剩余金合計	その他利益剩余金	別途積立金	繰越利益剩余金	利益剩余金合計		
当期首残高	1,000,424	206,529	1,602,096	71,205	264,417	264,417	809,090	64,699	873,789	4,018,463		
当中間期変動額												
政府の出資				70,000							70,000	
資本準備金から特定投資準備金への振替				80,000		△80,000	△80,000				—	
国庫納付				△13,761							△13,761	
特定投資準備金から資本準備金への振替				△13,761		13,761	13,761				—	
剰余金の配当									△16,143	△16,143	△16,143	
別途積立金の積立								48,555	△48,555	—	—	
中間純利益									88,462	88,462	88,462	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)												
当中間期変動額合計	—	—	122,476	—	△66,238	△66,238	48,555	23,763	72,318		128,556	
当中間期末残高	1,000,424	206,529	1,724,573	71,205	198,179	198,179	857,645	88,462	946,108		4,147,019	

	評価・換算差額等				純資産合計	
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益		評価・換算差額等合計		
当期首残高	57,103		△18,660		38,442	4,056,905
当中間期変動額						
政府の出資						70,000
資本準備金から特定投資準備金への振替						—
国庫納付						△13,761
特定投資準備金から資本準備金への振替						—
剰余金の配当						△16,143
別途積立金の積立						—
中間純利益						88,462
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△21,092		△1,696		△22,789	△22,789
当中間期変動額合計	△21,092		△1,696		△22,789	105,767
当中間期末残高	36,010		△20,357		15,652	4,162,672

第5 第18期中 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の中間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 4年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係

る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、当該予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に必要に応じて直近の状況等を考慮した修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は45,244百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借用金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券・外貨建借用金・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金

c. ヘッジ手段…外貨建直先負債

ヘッジ対象…外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしており、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引については、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 599, 189百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に33, 627百万円含まれております。

現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当中間期末に当該処分をせずに所有している有価証券は49, 946百万円であります。

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。
なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、その他資産並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4, 337百万円
危険債権額	42, 965百万円
三月以上延滞債権額	1, 815百万円
貸出条件緩和債権額	31, 642百万円
小計額	80, 760百万円
正常債権額	15, 202, 657百万円
合計額	15, 283, 417百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 為替決済等の取引の担保として、有価証券339, 132百万円及び貸出金380, 727百万円を差し入れております。

出資先が第三者より借入を行うに当たり、その担保として有価証券9, 942百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金38, 833百万円及び中央清算機関差入証拠金24, 229百万円を含んでおります。

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規

定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券289,289百万円の一般担保に供しております。

5. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、432,026百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが151,931百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 20,375百万円
7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,612百万円であります。
8. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認め場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によつて、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。
9. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。

(3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

(追加情報)

2025年6月27日開催の定時株主総会において、同法附則第2条の27第2項の規定に基づき、特定投資準備金の額の減少を決議し、同日において財務大臣の認可を受けております。これにより、特定投資準備金の額1,602,096百万円を27,523百万円減少し、併せて、13,761百万円を国庫に納付し、資本準備金の額を13,761百万円増加いたしました。当該効力発生日は2025年8月29日であります。

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、株式等売却益14,064百万円、投資事業組合等利益33,259百万円、株式等償還益31,492百万円及び収益分配請求権に係る収益3,766百万円を含んでおります。

2. その他経常費用には、投資事業組合等損失12,433百万円を含んでおります。

当行は、「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号 2024年3月22日）第7項を適用し、当中間会計期間を含む対象会計年度に関する国際最低課税額に対する法人税等を計上していない。

(中間株主資本等変動計算書関係)

該当ありません。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（2025年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	20,018	20,510	491
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	97,600	98,398	798
	その他	57,226	60,944	3,718
	小計	174,844	179,853	5,008
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	40,125	37,935	△2,190
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	107,910	106,731	△1,179
	その他	9,677	8,975	△702
	小計	157,712	153,641	△4,071
合計		332,557	333,494	937

2. 子会社株式及び関連会社株式（2025年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	35	3,540	3,505
合計	35	3,540	3,505

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社株式	139,380
関連会社株式	47,799

3. その他有価証券（2025年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	88,084	23,498	64,586
	債券	68,397	66,530	1,867
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	68,397	66,530	1,867
	その他	206,174	171,986	34,187
小 計		362,656	262,014	100,641
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	14,930	16,261	△1,331
	債券	1,236,009	1,286,844	△50,835
	国債	617,352	649,001	△31,649
	地方債	22,409	23,700	△1,290
	短期社債	—	—	—
	社債	596,248	614,143	△17,895
	その他	15,444	16,292	△848
小 計		1,266,384	1,319,399	△53,014
合 計		1,629,040	1,581,413	47,627

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額（百万円）
① 市場価格のない株式等（* 1）	481,576
② 組合出資金等（* 2）	918,879

(* 1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。なお、債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式は時価開示の対象としており、上表には含めておりません。

(* 2) 組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、1,050百万円（全額が株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（2025年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年9月30日現在）

	中間貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち中間貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	22,314	19,653	2,661	2,661	—

（注）「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

有価証券償却損金算入限度超過額	24,860百万円
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	37,497
繰延ヘッジ損益	5,180
退職給付引当金	1,916
その他	24,164
繰延税金資産小計	93,619
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△52,736
評価性引当額小計	△52,736
繰延税金資産合計	40,883
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△17,069
その他	△13,436
繰延税金負債合計	△30,505
繰延税金資産（△は繰延税金負債）の純額	10,377百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額（注）	70,091円42銭
1株当たりの中間純利益金額	2,027円45銭

(注) 純資産額の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、中間貸借対照表に掲げる純資産の部の合計額から危機対応準備金、特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額及び特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を普通株主に係る中間期末の純資産額としております。